

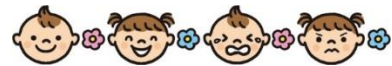


垂井町一時的保育 利用のご案内

一時的保育は育児疲れの解消や、就労及び保護者の傷病等で家庭内保育ができないお子さんを一時的に垂井こども園内一時的保育室または東こども園でお預かりする子育て支援事業です。



目 次



1 一時的保育室の概要	- 1 -
2 利用料について	- 1 -
3 利用できる日数について	- 2 -
4 入室申込に必要な書類等	- 2 -
5 利用希望日の提出について	- 3 -
6 利用時に必要な持ち物・服装と保育室での生活	- 3 -
7 土曜日の一時的保育の利用について	- 5 -
8 保育時間内の与薬について	- 6 -
9 感染症に伴う「登園停止」について	- 7 -
10 警報発令時における臨時休室の基準について(R8.6.26 改訂)	- 9 -
11 全国瞬時警報システム(Jアラート)による「弾道ミサイル情報」発表時の対応について	- 9 -
12 アクセス、お問い合わせ先	- 11 -

1 一時的保育室の概要

- 実施施設 月～金 垂井こども園
土 垂井東こども園
- 対 象 児 町内在住の生後4か月～小学校就学前の児
※保育認定を受けている園児は利用できません。
- 定 員 月～金 1日あたり 10人
土 「土曜日の一時的保育の利用について」をご覧ください。
- 利用時間 月～金 8時30分～16時30分 / 土 8時30分～正午
・日祝日・年末年始・実施施設の休園日は利用できません。
・保護者の状況により、園の開園時間内であれば延長保育が可能な場合があります。

2 利用料について

区 分		3歳未満児	3歳以上児
保 育 料	4時間未満の利用	900 円	700 円
	上記以後1時間毎	250 円	200 円
	8時間以上の利用	2,700 円	2,100 円
	※生活保護世帯、町民税非課税世帯は 0 円		
給食費 1日あたり		230 円	230 円
おやつ代 1回あたり		50 円	50 円
・3歳未満児とは、利用年度の初日の前日に3歳に達していない児をいいます。 ・利用年度（利用申込書の提出日が4月から5月の場合は、前年度）の世帯全員の市町村民税の課税状況により決定します。課税状況が確認出来ない場合は、課税世帯として扱います。 ・弁当、おやつを持参される場合は、給食費、おやつ代はかかりません。 おやつ回数は利用時間帯により異なります。			

※8時30分までの時間帯または16時30分以後の時間帯の保育を利用される場合は、上記の額に下記の額を追加した料金がかかります。

時間区分	追加料金	上限月額
7時から8時 30 分まで	1日の利用につき 150 円	4,500 円
16 時 30 分から 18 時まで	1日の利用につき 150 円	
18 時から 18 時 30 分まで	1日の利用につき 150 円	
18 時から 19 時まで	1日の利用につき 300 円	

【利用料の納付方法】

利用月の翌月に役場からご自宅へ納付書を郵送します。
期日までに、指定する金融機関で料金を納めてください。

＜利用料無償化について＞

利用児が3歳児から5歳児のお子さんで、「保育の必要性の認定」を受けた方は、月額 3.7 万円まで利用料無償化の対象となります。詳しくは、垂井町役場 子育て推進課 までお問い合わせください。

3 利用できる日数について

1か月に利用できる日数は事業区分によって以下のようになっています。

事業区分	利用日数
①非定型的保育サービス事業 保護者の就労により、家庭での保育が継続的に困難な場合	1か月につき14日以内
②緊急保育サービス事業 保護者等の傷病、出産(※1)、看護、求職活動(※2)、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない理由により、緊急または一時的に家庭における保育が困難な場合 (※1)産前6週・産後8週の期間。 (※2)求職活動は、原則3か月間のみ。連続のご利用はできません。	1か月につき14日以内
③私的理由による保育サービス事業 保護者の育児疲れの解消等の私的な理由や、その他の理由により一時的に保育が必要な場合	1か月につき4日以内

4 入室申込に必要な書類等

- 申 込 先 一時的保育室(垂井町役場窓口では受付けておりません)
審査後、ご自宅へ「一時的保育利用承諾通知書」を郵送します。
- 面 談 申込時に児と面談を行い、利用方法や持ち物等の確認をします。

- 提出書類

- ☐ 一時的保育利用申込書兼一時的保育台帳
- ☐ 一時的保育利用届
- ☐ 環境調査票兼緊急連絡カード
- ☐ 食物アレルギー調査について

※上記に加えて、該当の方は下記の書類も必要です。

- ☐ 就労証明書→非定型的保育事業をご利用の方
- ☐ 家族の状況証明(申出)書【就労以外用】とそれに関わる書類→緊急保育事業をご利用の方
・状況により添付書類が異なりますので、詳細はお問合せください。
- ☐ 所得課税証明書等→町民税非課税世帯等の方
・利用年度(利用申込書の提出日が4月から5月の場合は、前年度)の世帯全員の市町村民税のわかるもの。
・公簿により垂井町が課税状況を確認できる場合は不要です。
・課税状況が確認出来ない場合は、課税世帯として扱います。

必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。



- アプリ登録 一時的保育を申込まれた方は「コドモンアプリ」への登録が必要です。
登録方法は、一時的保育室の職員からお伝えします。
- 各種様式 一時的保育室に係る各種様式は、一時的保育室または垂井町役場子育て推進課に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロード可能です。

5 利用希望日の提出について

利用を希望される月ごとに「一時的保育利用届」を一時的保育室へ直接提出してください。

- ・提出期間:利用希望日の前月1日～10日(10日が土・日・祝日の場合は翌日)
- ・受付時間:平日8時30分～16時30分

(注意事項)

- ・利用希望日の受け入れは先着順です。定員に達した場合は利用できません。
- ・提出期間に限り、電話での仮受付も可能です(電話受付時間:平日8時30分～12時15分)。ただし、一時的保育利用届の提出をもって受付が完了となるため、提出期間内にご提出いただけない場合には、電話受付の内容はキャンセルとなります。
- ・利用のキャンセル・時間変更をされる場合は、原則前日の16時30分までに一時的保育室へご連絡ください。
- ・提出期間後に利用したい場合は一時的保育室に連絡してください。定員に余裕があれば受け入れ可能な場合があります。

6 利用時に必要な持ち物・服装と保育室での生活

※すべての持ち物にわかりやすく名前を記入してください。

- ☐ ティシュペーパー 1箱
(きょうだいで利用される場合はきょうだいで1箱)
- ☐ ループ付きタオル
- ☐ 着替え 上下2～3組
- ☐ ビニール袋 2～3枚
(持ち手のあるもので、着替えの服が2組以上入る大きさ)
- ☐ お茶
- ☐ 毛布またはタオルケット

必要に応じご準備いただくもの

- ☐ お昼寝用布団(午前利用のみの方は不要)→4ページ参照
- ☐ オムツ 1日使用分
- ☐ おしり拭き 1個
- ☐ ミルク(現在飲んでいる物で、1回分毎に分けてください)と哺乳瓶
※お湯、さまし湯は一時的保育室にあります。
- ☐ 離乳食 } 1食分をタッパーなどに入れ、布製のきんちゃく袋に入れてください。
- ☐ ご飯 }
※ご飯は給食を利用する場合にも必要です。給食の離乳食対応はできません。
- ☐ お弁当・おやつ(一時的保育室で準備するものを食べない場合や土曜日利用の場合)
- ☐ スプーンとフォーク(離乳食、弁当の場合)

アレルギー対応について

給食・おやつのアレルギー対応は安全管理の都合上致しかねます。お弁当等を持参くださいますようお願いいたします。ご希望の方は献立表をお渡ししますので、職員までお声がけください。

服装について

お子さんがのびのびと遊び、安全に過ごせるよう以下の点にご協力ください。

□動きやすく、汚れてもいい服

思いきり遊べるよう、汚れても気にならない服装でお越しください。

また、登室時の履物は、サンダルはお控えください。

□安全への配慮(重要)

転倒や遊具への引っ掛かりを防ぐため、「フード・ひも・大きな飾り」がないものを選んでください。

□着脱しやすく、調節しやすい服

気温に合わせてこまめに調節できるよう、重ね着など脱ぎ着しやすいものが理想的です。



【昼寝用布団について】

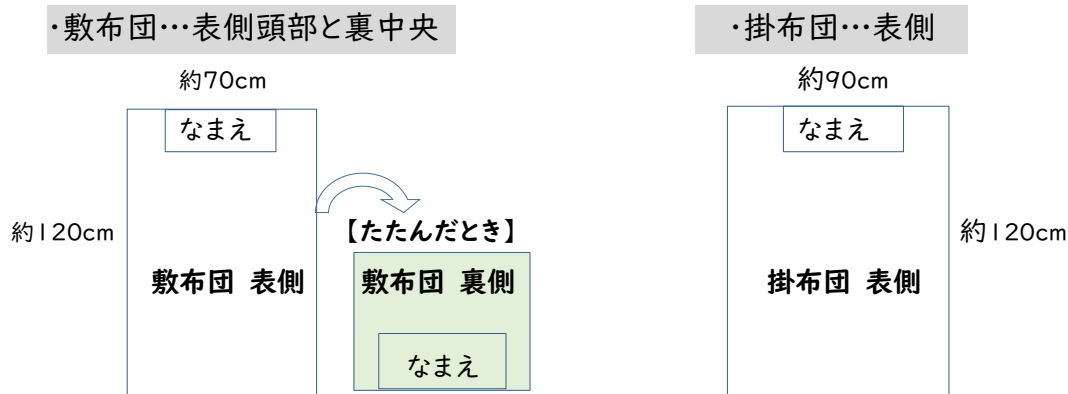
- ・敷布団・・・約巾70cm 約丈1m20cm 薄めのもの
- ・掛布団・・・約巾90cm 約丈1m20cm

（真夏はタオルケットを使用します。真冬は追加で毛布も持参してください）

※枕は使用しません。

〈名前の記入方法〉

下記の位置に大きく書いてください。



布団袋にも名前を記入してください

【一日の生活の流れ】

8:30～ 10:00	10:00～ 10:30	10:30～ 11:30	11:30～ 12:30	12:30～ 15:00	15:00～ 15:30	15:30～ 16:30
随時受入れ 室内遊び	午前 おやつ	室内遊び 戸外遊び	給食	昼寝 休息	午後 おやつ	室内遊び

【健康管理について】

- ・利用日の朝にご家庭で体温を計り、一時的保育室の保育士にお知らせください。
- ・体温が37.5度以上の場合、一時的保育室のご利用はできません。
- ・保育中にお子さんの体調が悪くなったときは連絡させていただきます。状況によってはお迎えをお願いすることもありますので、保護者は、必ず連絡がとれるようにしてください。

7 土曜日の一時的保育の利用について

一時的保育室は、月曜日から金曜日は、「一般型」、土曜日は「余裕活用型」という事業形態でお預かりしています。

「一般型」が、垂井こども園内の一時預かり専用の保育室で専任保育士を配置しているのに対し、「余裕活用型」は、垂井東こども園で行う共同保育の園児の利用が定員に満たない場合のみ利用できる仕組みとなっています。

そのため、共同保育の園児数により、一時的保育の利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

【利用の流れ】

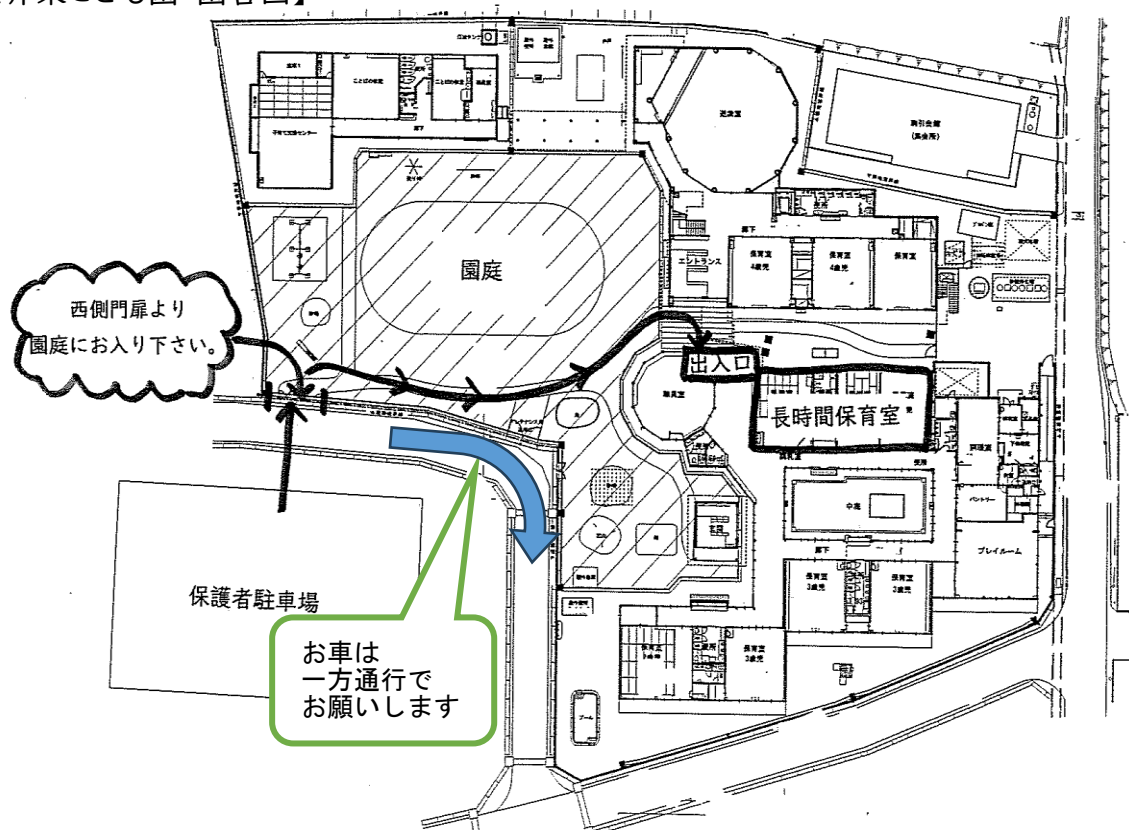
- ① 利用を希望される月の前月1日～10日までに「一時的保育利用届」を一時的保育室に提出してください。
- ② 離乳が完了していない児は、「一時的保育室 ミルク・離乳食調査票」を月に1回、利用日前に一時的保育室へ提出してください。
- ③ 利用希望日の週の木曜日に、担当者から土曜日の利用の可否を連絡いたします。

【その他】

- ・0歳児は預かり時間帯にかかわらず、昼寝用布団をお持ちください。
- ・送迎は、園舎図の出入口からお願いいたします。
- ・当日の欠席・遅刻、その他のお問い合わせについては、電話にて9時までに垂井東こども園(22-4150)までご連絡ください。



【垂井東こども園 園舎図】



8 保育時間内の与薬について

保育施設では通常、薬の預かりや与薬を行わず、体調が悪いときは、家庭で様子をみていただくか、病児又は病後児保育を利用していただくのが原則です。保育時間中に与薬が必要な場合には、本来は保護者が来室して服用させていただくものです。

ただし、やむを得ない理由で来室できないときは、保護者と施設側で話し合いの上、保育時間内での与薬が必要な場合に限り、保護者からの申込みをもって保育士が保護者に代わって与薬します。

この場合、万全を期するために「与薬申込書」に必要事項を記載し、医療機関又は薬局で発行された「薬剤情報提供書」と一緒に薬に添付して、施設長又は一時的保育室担当者に直接手渡してください。なお、必要に応じて医師の診断書（有料）の提出をお願いすることがあります。

1 お預かり、与薬ができる薬

医師が処方し調剤したもの又はその医師の処方により薬局で調剤したもので、家庭で1回以上服用し、副作用などの問題がないことを確認した薬に限ります。

- (1) 慢性疾患(てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他)のため、医師が保育時間内の決まった時間に服用することが必要と判断し処方した薬
- (2) 熱性けいれんの既往があり、医師が発熱に伴うけいれん予防のために必要と判断し処方した坐薬

2 お預かりできない薬

- (1) かぜ(咳、鼻水・鼻づまりなど)、下痢、解熱剤などの急性の病気の薬
- (2) 保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬、以前に処方された薬など)
- (3) 「鼻水、クシャミが出たら・・・」、「咳が出たら・・・」のように、保育士がその都度、症状の有無や軽重を判断して与えなければならない薬

3 与薬についての約束事項

- (1) 医師の診察を受けるときには、お子さんが〇〇時から〇〇時まで在室していること、保育施設では原則として服用できないことを伝え、可能な限り家庭での与薬となるように相談してください。
- (2) 薬は1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前、薬品名、日付・与薬時間を記載し、当日分のみを持参してください。散薬(粉薬)は処方時の袋のままで、水薬(シロップ)は、毎回清潔な容器に1回分を準備してください。
- (3) 熱性けいれん予防の坐薬を使用する際には、原則として保護者に連絡し、確認と同意をとった上で与薬します。そのため、いつでも確実に連絡できる場所と連絡方法を記載してください。なお、坐薬の使用は応急処置です。そのままお子さんをお預かりすることはできません。確認の連絡が入りしだい、速やかにお迎えをお願いします。
- (4) 内服後の嘔吐、坐薬挿入後の排出の時には保護者に連絡します。医師と相談し、その時の対応を「与薬申込書」の特記事項欄、または診断書に具体的に記載してください。

<参考：日本保育保健協議会>

9 感染症に伴う「登室停止」について

一時的保育室では、乳幼児が集団で長時間生活する特性を踏まえ、感染症の予防および拡大防止に十分配慮しています。

幼児期は感染症にかかりやすい時期でもあるため、日頃から予防に努めていただくとともに、発熱や発しん、下痢・嘔吐など感染症が疑われる症状が見られた場合は、早めに医療機関を受診してください。

感染症の種類や症状によっては、学校保健安全法に準じた「登室停止」となる場合があります。

登室再開の手続きについて

感染症から回復し登室を再開する際は、感染症の種類に応じて、以下のいずれかの書類の提出をお願いします。

① 医師の意見書が必要な感染症

麻疹（はしか）、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、水痘（みずぼうそう）など、医師による登室可否の判断が必要な感染症については、医師が記入した「意見書」の提出が必要です。

② 保護者の登室届で対応する感染症

溶連菌感染症、手足口病、RSウイルス感染症、ウイルス性胃腸炎など、医師の診断を受けたうえで、症状の回復状況を踏まえて登室可能とされる感染症については、保護者が記入する「登室届」に加え、医療機関を受診したことが確認できる診療明細の写しを添付のうえ、提出をお願いします。

※いずれの場合も、治癒の確認ではなく、集団生活に支障がない状態であることが判断の目安となります。

書類様式について

- ・ 意見書・登室届の様式は一時的保育室に備え付けています
- ・ 垂井町ホームページからもダウンロード可能です

集団感染防止へのご協力について

施設内で感染症の集団発生や拡大が予測される場合には、感染防止の観点から、登室の見合わせ等についてご協力をお願いすることがあります。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登室のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあっては、3日)経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前か7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等)	－	医師により感染のおそれがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登室可能である。)
急性出血性結膜炎	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	－	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

医師の診断を受け、保護者が登室届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登室のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	－	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

10 警報発令時における臨時休室の基準について (R8.6.26 改訂)

お子さんの安全確保のため、風水害や地震発生時の臨時休室等について、次のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎ 特別警報、危険警報（大雨・土砂災害・氾濫等）、警報（暴風・暴風雪）時の対応

【登室前に警報が発令されている場合】

午前6時時点で、特別警報、危険警報（大雨・土砂災害・氾濫等）、警報（暴風・暴風雪）が発令されている場合 (午前6時から午前7時までに発令された場合も同様とします)	自宅待機
午前11時15分までに特別警報、危険警報（大雨・土砂災害・氾濫等）、警報（暴風・暴風雪）が解除された場合	平日：開室（給食なし） ※昼食持参 土曜日：臨時休園
午前11時15分を過ぎても特別警報、危険警報（大雨・土砂災害・氾濫等）、警報（暴風・暴風雪）が発令されている場合	臨時休室

【登室してから警報が発令された場合】

警報発令時の気象状況・道路状況・交通状況等を判断して安全に帰宅できると認めた場合	電話やアプリの配信にてお迎えを依頼
帰宅が困難と認められた場合	室内の安全な場所で待機 安全が確認でき次第、お迎えを依頼

◎ 警報（暴風・暴風雪以外）時の対応

原則、開室とします。

◎ 町内で震度5以上の地震が発生したときの対応

登室前に発生した場合	臨時休室
登室後に発生し、警報発令時の気象状況・道路状況・交通状況等を判断して安全に帰宅できると認めた場合	電話やアプリの配信にてお迎えを依頼
帰宅が困難と認められた場合	室内の安全な場所で待機 安全が確認でき次第、お迎えを依頼

※ 警報発令時や地震などの際、臨時休室などの連絡がない場合においても、登室に危険を感じる場合には安全な場所で待機するなどの対応をお願いします。

※ 防災無線やアプリの一斉配信による指示が出た場合は、その指示に従ってください。

※ その他、緊急時における休室等は当日利用されるお子さんの保護者に一時的保育室または垂井町役場から連絡させていただきます。

11 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による「弾道ミサイル情報」発表時の対応について

（垂井町立一時的保育室版）

◆Ｊアラート作動時

登室前	・登室せずに、 自宅 で待機する。
登降室中	・防災無線等からの情報を得て、 保護者の判断 に従って行動する。 ・自宅、こども園、学校、役場、まちづくりセンターなど 建物の中 や 地下道 などに避難する。 ・近くに建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
登室後	・一時的保育室職員の指示に従う。

◆行政からの情報で安全確認ができた場合（弾道ミサイルが「日本の領土・領海の上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」場合など）

登室前	・午前8時45分までに安全が確認できた場合・・・ <u>平常通り登室</u> ・午前8時45分から11時15分までに安全が確認できた場合・・・ <u>午後1時から登室</u> ・午前11時15分を過ぎてから安全が確認できた場合・・・臨時休室
登降室中	・防災無線等からの情報を得て、保護者の判断に従って行動する。 ・防災無線等で安全確認ができてから、登室中であれば一時的保育室へ、降室中であれば自宅へ行く。登室時間については、上記「登室前」と同じ。
登室後	・一時的保育室職員の指示に従う。

※下線部については、子どもの安全を最優先し、柔軟に対応すること。

◆何らかの被害がおよんでいる場合（弾道ミサイルが「日本の領土・領海の上空で爆発した」「日本の領土・領海に落下した」場合など）

登室前	・防災無線等からの情報を得て、 保護者の判断 に従って行動する。
登降室中	・防災無線等からの情報を得て、 保護者の判断 に従って行動する。急を要する状況では、口と鼻をハンカチで覆い、その場から離れ、密閉性の高い屋内、又は風上に避難する。
登室後	・一時的保育室職員の指示に従う。

※ミサイル落下の有無、落下場所、弾頭の種類などにより、被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネットなどで情報を収集すること。

※特別な場合（登室時刻を遅らせる・臨時休室にするなど）は、一時的保育室もしくは役場から**電話連絡**などをして、子どもおよび保護者の混乱を避ける。ただし、早朝の場合や通信・情報機器の機能停止を狙う「電磁パルス攻撃」等を受けた場合、連絡不能になることもある。

※状況によっては、緊急で引き取り（降室）をお願いすることがある。

※弾道ミサイル落下時の行動の詳細については、

「国民保護ポータルサイト(<https://www.kokuminhogo.go.jp>)」

を参照する。

※ミサイル落下時の政府の対応状況は、

「首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp>)」

「Twitter アカUNT 首相官邸災害・危機管理情報(@Kantei_Saigai)」

から見るができる。

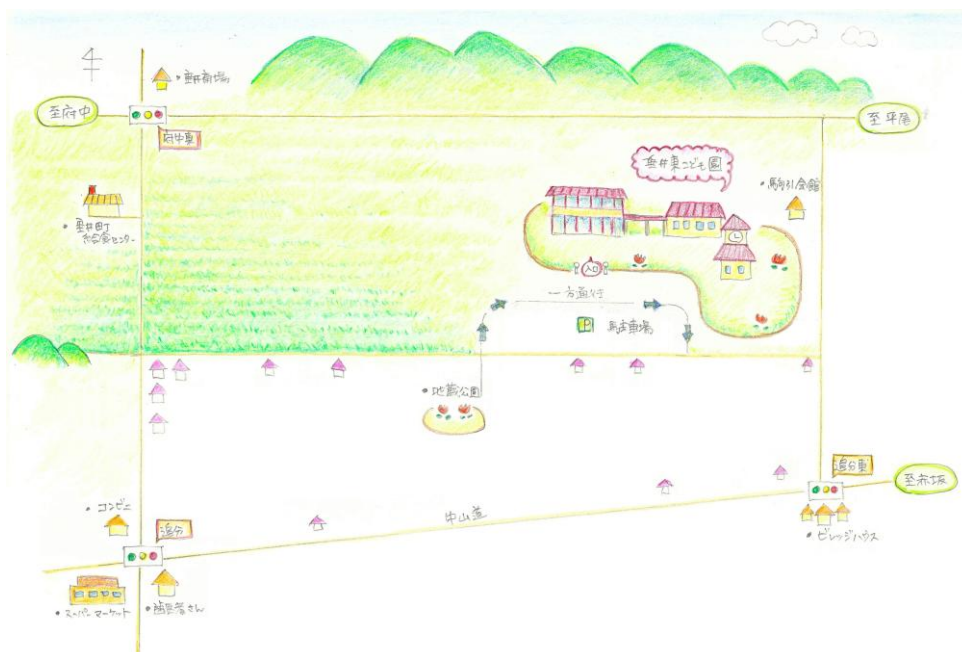
12 アクセス、お問い合わせ先

【垂井こども園：所在地…垂井町 1007-1】



【垂井東こども園：所在地…垂井町地蔵 2-41】

(送迎経路は「土曜日の一時的保育の利用について(5 ページ)」をご覧ください。)



町HP



【お問合せ先】

施設名	所在地	電話番号	時間
垂井町役場 子育て推進課子育て政策係	垂井町宮代2957-11	(0584) 22-7506	平日 8:30~17:00
一時的保育室 (垂井こども園内)	垂井町1007-1	(0584) 22-5711	平日 8:30~16:30
垂井東こども園	垂井町地蔵 2-41	(0584) 22-4150	土曜日 8:30~12:00